

# 入札説明書

検診車売払下見会 令和8年2月9日（月）、10日（火）、12日（木）  
午前11時から12時まで

（場所：公益財団法人佐賀県健康づくり財団敷地内、要事前連絡）

入札参加資格確認申請書提出期限 令和8年2月19日（木）午後5時まで

入 札 日 令和8年3月4日（水）午前10時から

入 札 会 場 佐賀県庁旧館3階 健康福祉部内会議室

## 【入札説明書目次】

・表紙	1ページ
・問合せ先及び各種注意事項	2～7ページ
・入札会場案内図	8ページ
・入札に付する検診車売払	9ページ
・質問受付要領	10ページ

## 【一般競争入札 胃部検診車（胃がん検診車）の売払手続き】

- ①入札公告  
↓
- ②検診車下見会  
↓
- ③入札参加資格確認申請  
↓
- ④入札参加資格の決定  
↓
- ⑤入札保証金払込
- ⑥入札  
↓
- ⑦開札・落札者の決定  
↓
- ⑧購入代金払込
- ⑨検診車の引渡  
↓
- ⑩名義変更

入札日当日

## 1 入札への参加申込について

胃部検診車（胃がん検診車）の売払いの一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、この入札説明書を熟知のうえ、入札しなければなりません。

この場合において、この入札説明書について疑義がある場合は、説明を求めることができます。ただし、入札後に、内容等についての不知又は不明を理由として疑義を申し立てることはできません。

入札に参加を希望される方は、必ず令和8年2月19日（木）午後5時までに別添の「入札参加資格確認申請書（様式1）」及び「誓約書（様式2）」、なお、転売を目的とする場合は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条による営業の許可（以下「古物営業法の許可」という。）を受けていることが確認できる書類、また、高度管理医療機器等として販売する場合は、古物営業法の許可並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）（昭和35年法律第145号）第39条による許可及び医薬品医療機器等法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第170条による確認を受けていることを証する書類を提出してください。なお、郵送で行う場合、書留郵便によることとし、令和8年2月19日（木）午後5時までに必着するようにしてください。

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

なお、提出された書類をもとに入札参加資格の審査を行い、参加資格を有すると認められたものには、令和8年2月25日（水）までに、入札参加資格確認通知書を送付します。

※ 入札参加資格確認申請期限までに、入札参加資格確認申請がない場合は、入札を行いません。

### 【申込先及び問合せ先】

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課がん撲滅特別対策室（佐賀県庁新館3階）

電話：0952-25-7491

（業務時間は、閉庁日（土、日、祝日）を除く、午前8時30分～午後5時15分）

E-mail：[kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp)

HP：<http://www.pref.saga.lg.jp/>

（しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>入札（県有財産売却等）>胃部検診車（胃がん検診車）の売払いに係る一般競争入札を行います）

## 2 入札の日時等について

### (1) 日時及び場所

- ① 日時 令和8年3月4日（水）午前10時
- ② 場所 佐賀県庁旧館3階 健康福祉部内会議室（佐賀市城内一丁目1番59号）

### (2) 入札当日の持参書類等

① 入札書（様式3）	
② 委任状（様式4）	（代理人が入札に参加する場合のみ必要です。法人の代表権がない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任状を提出してください。）
③ 入札保証金	（詳細は「3 入札保証金について」を参照。）
④ 身分を証明できるもの	<p>個人の場合 (氏名、住所及び生年月日が記載されているもので、すべて原本に限ります。) …担当者へ提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・写真付きのもの（1点でよいもの） マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート：有効中又は6か月以内に失効したもの）</li><li>・写真付でないもの（2点御用意ください） 住民票の写し、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書など</li></ul> <p>法人の場合 ・法人登記簿謄本の写し</p>
⑤ 入札説明書	（本文です）
⑥ 筆記用具	（黒のボールペン）

## 3 入札保証金について

(1) 入札保証金は、入札する金額に消費税及び地方消費税等相当額を加えた額（売買代金）の100分の5以上の額を納付してください。

なお、1回で落札しない場合は再入札を行います（数回行う場合もあります。）ので、再入札を見越した額を最初から納付するようにしてください。

<例> 1回目入札金額 500,000円

売買代金  $550,000\text{円} \times 5/100 = 27,500\text{円以上}$

2回目入札金額 800,000円

売買代金  $880,000\text{円} \times 5/100 = 44,000\text{円以上}$

このような場合には、最初から44,000円以上を納付するようにしてください

い。

(2) 入札保証金を現金以外で納付される場合、銀行振出小切手で納付してください。

この小切手は、銀行が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人と同一銀行です。

次の条件を満たさない小切手の場合は受領できませんので、御注意ください。

- ① 持参人払であること。
- ② 支払人が佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であること。
- ③ 支払地が佐賀の交換取扱地域であること。
- ④ 振出日から5日以内であること。
- ⑤ 先日付小切手ではないこと。

(3) 入札保証金は、入札の前に預かり、預かり証をお渡しします。入札終了後、預かり証と引き換えに返還します。

ただし、落札者については、契約締結まで預かり、契約締結後、預かり証と引き換えに返還します。

(4) 入札保証金には利息を付しません。

(5) 落札者が契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は本県に帰属し、返還できませんので御注意ください。

## 4 入札について

(1) 入札書の書き方について

- ① 入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うものとします。
- ② 入札者の住所及び氏名を記入してください。  
(個人の場合は、住民票の住所を記入してください。)
- ③ 代理人による入札の場合は、入札者の住所及び氏名並びに代理人の氏名を記入してください。
- ④ 入札金額は、算用数字で記入してください。
- ⑤ 入札金額は、消費税及び地方消費税等を除いた金額を記入してください。
- ⑥ 売買金額は、自動車が消費税法上の課税財産ですので、入札金額の10%（円未満四捨五入）に相当する額を加算した金額です。入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をお支払いいただきます。
- ⑦ 入札金額の欄は訂正ができませんので、書き損じた場合は新しい入札書に書き直してください。

(2) 入札書の書換えの禁止等

いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできませんので、御注意ください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- ① 入札に参加する資格のない者が行った入札
- ② 入札に関し不正な行為を行った者がした入札

- ③ 入札書の金額及び氏名、その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある入札
- ④ 入札書の金額が訂正されている入札
- ⑤ 入札保証金を納付していない者の入札
- ⑥ 売買金額が入札保証金の 20 倍を超える入札
- ⑦ 入札者又は代理人が同一物件について複数の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑧ 入札者又は代理人がそれぞれ入札したときは、その両方の入札
- ⑨ 代理人でその資格がない者が行った入札、又は代理人でその権限を証する書面（委任状）を提出せず、その資格について本県の確認を得ていない者が行った入札
- ⑩ 郵送、電信等による入札
- ⑪ 指定時間までに提出されなかった入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

#### (4) 開札

開札は、入札書提出後直ちに入札者又はその代理人の立ち会いのうえ行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行います。

#### (5) 落札者の決定方法

- ① 本県が定めた予定価格以上の金額で最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 最高金額の入札者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- ③ 入札成績表は、落札決定後は公開することができます。
- ④ 本県が定めた予定価格は、契約締結後は公開することができます。

#### (6) 再入札

予定価格以上の入札がないときには、直ちに、再度の入札を行います。また、入札は再入札を含め、3 回を限度とし、3 回目の入札においても落札者がない場合は、最後の入札をした者のうち、最高の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

#### (7) 入札の中止等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ① 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

#### (8) その他の注意事項

- ① 入札胃部検診車は原則として全て現況引き渡しです。当該胃部検診車の装備全てを含みます。

入札胃部検診車に記載されている県名、県マーク及び外装は、落札者の責任において必ず削除してください。

入札胃部検診車を処分又は転売される場合、落札者の責任において、関係法

令等に沿って、適切に処分してください。

- ② 国外へ転売する場合は、販売先の属する国の法律等を遵守してください。
- ③ 入札胃部検診車は、引き渡し後損傷していた場合も県は一切責任を負いません。
- ④ 売買契約及び登記は、入札参加資格確認申請書に記載された名義で行います。

## 5 売買契約の締結について

入札胃部検診車の売買代金は、即日払っていただくため、売買契約書は作成しません。

## 6 契約保証金について

5のとおり、売買契約書を作成しませんので、契約保証金については不要です。

## 7 売買代金の納入について

- (1) 落札決定者は、落札決定後に売買代金を入札日当日の午後5時までに納付していただきます。
- (2) 売買金額を現金以外で納付される場合、銀行振出小切手で納付してください。  
この小切手は、銀行が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人と同一銀行です。  
次の条件を満たさない小切手の場合は受領できませんので、御注意ください。
  - ① 持参人払であること。
  - ② 支払人が佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であること。
  - ③ 支払地が佐賀の交換取扱地域であること。
  - ④ 振出日から5日以内であること。
  - ⑤ 先日付小切手ではないこと。
- (3) 売買代金を納付しない場合は、当該落札決定は無効になり、入札保証金は県に帰属することになります。

## 8 所有権の移転等について

- (1) 落札された胃部検診車一式（附属品含む）の引渡しは現状のままでです。
- (2) 引渡し場所は、公益財団法人佐賀県健康づくり財団駐車場（佐賀市水ヶ江一丁目12番10号）です。
- (3) 引渡しの日時が決定したら、落札者へ連絡しますので、本人が確認できる書類（2-（2）-④と同様）を提示され、署名の上落札された胃部検診車を受領してください。
- (4) 落札者自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査

登録事務所に落札された胃部検診車を持ち込んでいただく必要があります。

- (5) 落札された胃部検診車の所有権は、売買代金を全て納付したときに移転します。
- (6) 移転登録（名義変更）は、令和8年3月31日（火）までに行ってください。
- (7) 移転登録（名義変更）に必要な諸経費（印鑑証明書、車庫証明書、登録手数料、自動車税、用紙代等）、本人入札及び売り払いの履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (8) 落札者が移転登録等の手続きが完了しましたら、「1 入札への参加申込について」の【申込先及び問合せ先】へ車検証の写しを送付してください。

## 9 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 本入札執行については、地方自治法、地方自治施行令、佐賀県財務規則及び佐賀県公有財産規則の定めるところによります。
- (3) 提出書類の作成に要した費用、その他この入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。
- (4) 質問の方法の詳細については、別添「質問受付要領」によります。

## 【佐賀県庁所在地（佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）】



旧館 3 階  
健康福祉部内会議室

入札に付する胃部検診車（胃がん検診車）【6号車】

種別	胃部検診車（胃がん検診車）
登録番号	佐賀 800 は 890
車名	ニッサンディーゼル
車体番号	RA273M-10215
初回登録年月日	平成 22 年 3 月 17 日
型式	PDG-RA273MAN 改
原動機の形式	MD92
車両重量 (kg)	14,680
排気量 (L)	9.20
返却日（予定）	令和 8 年 3 月 2 日
自賠責保険期限	令和 8 年 4 月 19 日
車検有効期限	令和 8 年 3 月 22 日
走行距離 (km)	104,783
使用期間	約 16 年

## 質問受付要領

胃部検診車（胃がん検診車）売扱入札案内書等に対する質問書の受付等については、以下のとおりとします。

1 質問は、質問書（様式5）によって受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年2月13日（金）までの土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 受付場所

郵便番号 〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課がん撲滅特別対策室

電話：0952-25-7491

E-mail：[kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp](mailto:kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp)

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて行ってください。

(郵送で行う場合は、書留郵便によることとし、令和8年2月13日（金）午後5時までに必着のこと。) なお、電子メールの場合は、令和8年2月13日（金）午後5時までに上記1(2)に届いているか電話で確認してください。)

2 回答（質問内容を含む。）は、令和8年2月17日（火）までに、佐賀県ホームページにて掲載します。

3 受付期間以外の質問及び質問書の様式によらない質問は一切受け付けませんので、御注意ください。